



長野県報

2月27日(木)
令和2年
(2020年)
第84号

目次

規則

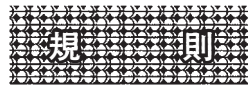
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	2
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(東北信運転免許課).....	7

告示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等の定め及び廃止(健康増進課国民健康保険室).....	7
建築士法第4条第4項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築住宅課).....	7
建築士法第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築住宅課).....	9
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	11
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	11
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会).....	11

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(産業政策課).....	11
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課).....	11
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	12
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	13
地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局).....	15
特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(障がい者支援課).....	39



建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築士試験(二級建築士試験及び木造建築士試験をいう。以下同じ。)の受験の申込みの際に添付した書類により、法第4条第4項各号に該当する者であることを証明することができる場合には、第3号から第7号までの書類の添付を要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)
- (2) 知事又は指定試験機関(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)が交付した建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 法第4条第4項第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得不れた正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)
- (4) 法第4条第4項第2号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得不れた正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)並びに実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)
- (5) 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類並びに実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)(知事が実務の経験が必要でないと認める場合を除く。)
- (6) 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類並びに実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)(知事が実務の経験が必要でないと認める場合を除く。)
- (7) 法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)

第2条第2項中「前項の場合において、法第4条第3項」を「法第4条第5項」に、「前項の建築士免許申請書に、外国」を「建築士免許申請書(様式第1号)に、前項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国」に、「添えなければ」を「添えて、知事に申請しなければ」に改める。

第3条第1項中「様式第2号」を「様式第4号」に、「様式第3号」を「様式第5号」に改める。

第5条第1項中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第7号」に改める。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に改める。

第7条第1項及び第2項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条第4項中「様式第7号」を「様式第9号」に改める。

第10条中「様式第9号」を「様式第11号」に改める。

第20条第3号中「の合格者一覧表」を「に規定する添付書類」に改める。

第22条中「第2条第1項、」を「第2条、」に、「第1条の3」を「第1条の4」に、「これらの規定(」を「これらの規定(第2条及び」に、「第2条第1項中」を「第2条中「、知事」とあるのは「、指定登録機関」と、」に、「第3条第1項」を「同条第1項第4号から第7号までの規定中「実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)」とあるのは「実務経歴書及び実務経歴証明書」と、第3条第1項」に、「様式第2号」を「様式第4号」に、「様式第3号」を「様式第5号」に、「様式第4号」を「様式第6号」に、「様式第5号」を「様式第7号」に、「様式第6号」を「様式第8号」に、「様式第7号」を「様式第9号」に、「様式第8号」を「様式第10号」に改める。

第23条第1項中「(二級建築士試験及び木造建築士試験をいう。以下同じ。)」を削る。

第24条第1項中「、申請により」を削り、「2回」を「4回の建築士試験のうち2回(学科の試験に合格した建築士試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回)」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第26条第1項ただし書を削り、同項第1号中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同項第2号中「第15条第3号」を「第15条第2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「法第15条第2号に該当する者のうち、前号」に改め、「法第15条第3号の規定により、」及び「及び第2号」を削り、同項第4号を次のように改める。

- (4) 実務経歴書(様式第2号)及び実務経歴証明書(様式第3号)

第35条第2項中「合格者一覧表」の次に「、第26条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類」を加える。

第37条中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第38条中「様式第12号」を「様式第13号」に改める。

第40条中「様式第11号」を「様式第12号」に、「様式第12号」を「様式第13号」に改める。

様式第1号中

「
 建築士法第4条の規定により、^{二級}建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて下記のとおり申
 木造
 請します。

記

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日	写 真 欄 を
本 籍 地 (都道府県名)		性 別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現 住 所	〒 (電話番号)			
試 験 選 考	二級 ^{木造} 建築士試験又は二級建築士選考に合格した時期 年			
	合格番号	第 号	合 格 の 日 付	年 月 日

「
 建築士法第4条の規定により、^{二級}建築士の免許を受けたいので、下記のとおり申請します。
^{木造}
 また、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。
 記

ふりがな 氏名	生年月日		年	月	日	写 真 欄
本籍地 (都道府県名)	性 別		男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>		
現住所	〒 (電話番号)					
試 験 選 考	二級 ^{木造} 建築士試験又は二級建築士選考に合格した時期 年					年 月 日
	合格番号	第 号	合格の日付			
登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務 <input type="checkbox"/> 4 外国の建築士免許を受けた者 <input type="checkbox"/> 5 その他 <input type="checkbox"/>					
1 学歴のみにより申請 する場合のみ記入	学校名		学部名・学科名		入学・卒業 (修了) 年月	
					年 月入学 年 月卒業 (修了)	
					年 月入学 年 月卒業 (修了)	
2 学歴及び実務により 申請する場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業 (修了) 年月		建築実務経験 期間の合計	
			年 月入学 年 月卒業 (修了)		年 月	
			年 月入学 年 月卒業 (修了)			
3 上記以外により申請 する場合のみ記入						

に改

め、同様式の注の3中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同注の5を同注の6とし、同注の4中「試験選考」を「3 上記以外により申請する場合のみ記入」に改め、同4を同注の5とし、同注の3の次に次のように加える。

4 実務経験のみにより申請する方は、「3 上記以外により申請する場合のみ記入」の欄に、建築実務経験期間の合計年月数を記入してください。

様式第12号を様式第13号とし、様式第11号を様式第12号とし、様式第10号を削り、様式第9号を様式第11号とし、様式第8号を様式第10号とし、様式第7号を様式第9号とし、様式第6号を様式第8号とし、様式第5号を様式第7号とし、様式第4号を様式第6号とし、様式第3号を様式第5号とし、様式第2号を様式第4号とし、様式第1号の次に次の様式を加える。

(様式第2号)(第2条、第26条関係)

実務経歴書

長野県知事 殿

年 月 日

申請者
氏名
申込者

印

私の建築に関する実務の経歴は、下記のとおりです。
また、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

記

勤務先等				
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
建築実務の期間		地位職名	建築実務の内容	
年月～年月	年月数			
年 月～ 年 月	年 月			
年 月～ 年 月	年 月			
年 月～ 年 月	年 月			
建築実務の詳細				
1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容				
建築実務経験期間の合計年月数			年 月	

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 2 実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成してください。
 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。
 4 「実務経験の対象となる業務の内容」の欄には、対象物件の用途、構造及び規模、担当業務等を具体的に記入してください。
 5 虚偽の実務の経歴を記載した場合には、建築士の免許を取り消し、又は建築士の免許を与えないことがあります。

(様式第3号)(第2条、第26条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

長野県知事 殿

証明者の所属名
証明者職名・氏名
住所・所在地
電話番号
免許申請者
受験申込者との関係

印

下記の者が申請した^{免許申請書}に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。
_{受験申込書}

記

1 免許申請者^{氏名}
受験申込者

2 証明内容

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。ただし、廃業等により使用者その他これに準ずる者が存在しない場合には、これに代わる適当な書類とすることができます。
- 4 虚偽の証明を行った場合には、証明者は、建築士法上の処分、刑法上の告発等の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「建築士試験」という。）に合格した者（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けられる者を含む。）に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第2条第1項（同規則第22条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前に行われた直近2回の建築士試験のうちいずれかの建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第24条の規定の適用については、なお従前の例による。

建築住宅課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年2月27日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

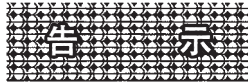
長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「又は交付」を「若しくは交付」に、「とす」を「又は当該更新に係る申請書を長野県飯田警察署長を経由して公安委員会に提出する場合とする。」に改める。

附則

この規則は、令和2年3月2日から施行する。

東北信運転免許課



長野県告示第73号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、令和2年4月1日から適用します。

長野県告示第74号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定めます。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部守一

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等(平成31年長野県告示第82号)は、令和2年3月31日限り、廃止します。

令和2年2月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数
1
- 2 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数
0.9597760921675
- 3 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数
1.0638029366382
- 4 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.615
- 5 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
0.9548612140609
- 6 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.999999996604
- 7 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
0.647
- 8 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数
0.9733630010683
- 9 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.9999999915231
- 10 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数
0.591

健康増進課国民健康保険室